

関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）参照条文

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）

（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）

第六十八条（省略）

2 前項の仕入書により輸入貨物の課税標準を決定することが困難であると認められるとき、若しくは同項ただし書に該当するとき、又は関税についての条約の特別の規定による便益（これに相当する便益で政令で定めるものを含む。）を適用する場合において必要があるときは、税関は、契約書その他課税標準の決定のため必要な書類又は当該便益を適用するため必要な書類で政令で定めるものを提出させることができる。

（輸入の許可前における貨物の引取り）

第七十三条 外国貨物（特例申告に係る指定貨物を除く。）を輸入申告の後輸入の許可前に引き取ろうとする者は、関税額（過少申告加算税に相当する額を除く。）に相当する担保を提供して税関長の承認を受けなければならない。

2及び3（省略）

（郵便物の輸出入の簡易手続）

第七十六条 第六十七条から第七十三条まで（輸出又は輸入の許可・輸出申告又は輸入申告の時期・輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物の検査場所・証明又は確認・原産地を偽った表示等がされている貨物の輸入・関税等の納付と輸入の許可・輸入の許可前における貨物の引取り）及び前条の規定は、郵便物については適用しない。ただし、税関長は、輸出され、又は輸入される郵便物中にある信書以外の物について、政令で定めるところにより、税関職員に必要な検査をさせるものとする。

2（省略）

3 郵政官署は、第一項但書に規定する物を内容とする郵便物を受け取つたときは、その旨を税関に通知しなければならない。
4（省略）

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）

（博覧会等の指定）

第五十一条の二 法第六十二条の二第一項（保税展示場の許可）に規定する政令で定める博覧会、見本市その他これらに類するものは、国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される国際博覧会及び国際機関、本邦若しくは外国の政府若しくは地方公共団体又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人が開催する博覧会、見本市その他これらに類するもの並びにこれらに準ずる博覧会、見本市その他これらに類するもので財務省令で定めるもの（以下「博覧会等」と総称する。）とする。